

Q 1 入院し、医療費を20万円支払いました。病院の方から「保険者に請求すると高額療養費が支給されます。」と言われてましたが、手続きはどうすればよいですか？

A 1 公立学校共済組合の場合、高額療養費は自動給付になるため、請求手続きは必要ありません。3か月後以降の月末に指定口座へ振り込みます。入院や外来で高額な医療費が予測される場合は、事前に共済組合に申請し、「限度額適用認定証」の交付を受けることも可能です。

※ 高額療養費は組合員又は被扶養者が同じ月に一つの医療機関等で支払った自己負担額が著しく高額であるときに給付されます。



- ・ 給料月額が 664,000 円以上 ⇒ 252,600 円
 - ・ 給料月額が 424,000 円以上 664,000 円未満 ⇒ 167,400 円
 - ・ 給料月額が 224,000 円以上 424,000 円未満 ⇒ 80,100 円
 - ・ 給料月額が 224,000 円未満 ⇒ 57,600 円
- を超える自己負担額の場合

* 特別職の場合

- ・ 給料月額が 830,000 円以上 ⇒ 252,600 円
 - ・ 給料月額が 530,000 円以上 830,000 円未満 ⇒ 167,400 円
 - ・ 給料月額が 280,000 円以上 530,000 円未満 ⇒ 80,100 円
 - ・ 給料月額が 280,000 円未満 ⇒ 57,600 円
- を超える自己負担額の場合